

○高梁市体育施設使用料

1 高梁市民体育館

(単位：円)

区分		時間		1時間につき		
		時間	料金	時間	料金	
競技場	専用利用 (テニスコートを含む。)	一般			1,000	
		高校生以下			400	
	部分利用	バスケット又はバレーボールコート1面につき	一般			500
			高校生以下			200
	1	バドミントンコート1面につき	一般			130
			高校生以下			40
	2	卓球台1台につき	一般			130
			高校生以下			40
	アリーナ電灯料					650
	補助体操場電灯料					190
区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
格技場	全面利用	一般	850	1,200	1,700	3,300
		高校生以下	300	430	610	1,100
	2分の1利用	一般	430	610	850	1,600
		高校生以下	180	240	370	610
トレーニング室		1人1回につき60円。1回とは午前午後及び夜間それぞれの時間区分とする。				
高梁市民体育館附属設備及び備付器具類等使用料 (1回につき)						
設備等名		単位	使用料	設備等名	単位	使用料
拡声装置一式		1式	610	いす	1脚	10
電光掲示板		1組	610	コンセント	1個	60
長机		1脚	20	フロアシート	1枚	60

備考

- 1 競技場を球技以外の体育に利用する場合は、上記使用料の例による。

- 2 物品販売、宣伝、興行その他これに類するもので営利を目的とし施設を利用するものは、使用料の10倍を徴収する。
- 3 入場料金等を徴収する場合は、上記使用料に最高入場料金等（税込み）の50人分に相当する額を加算する。
- 4 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。
- 5 利用時間以外の利用については1時間あたりの使用料を適用する。ただし、格技場及びトレーニング室については、夜間利用に係る使用料の、1時間あたりの使用料に相当する額を適用する。

2 高梁市有漢体育館

(単位：円)

区分			時間	1時間につき	
体 育 館	専用利用		一般	100	
			高校生以下	30	
	部分利用	2分の1利用	一般	50	
			高校生以下	20	
		4分の1利用	一般	30	
			高校生以下	10	
	照明料		全灯	280	
			2分の1灯	140	
			4分の1灯	70	
	高梁市有漢体育館附属設備及び備付器具類等使用料 (1回につき)				
設備等名	単位	使用料	設備等名	単位	使用料
長机	1脚	20	いす	1脚	10
コンセント	1個	60	フロアシート	1枚	60

備考

- 1 物品販売、宣伝、興行その他これに類するもので営利を目的とし施設を利用するものは、使用料の10倍を徴収する。
- 2 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。

3 高梁市川上体育館

(単位：円)

			時間	1時間につき		
区分						
体 育 館	専用利用		一般		100	
			高校生以下		30	
	部分利用	2分の1利用	一般		50	
			高校生以下		20	
	照明料		全灯		280	
			2分の1灯		140	
高梁市川上体育館附属設備及び備付器具類等使用料 (1回につき)						
設備等名	単位	使用料	設備等名	単位	使用料	
いす	1脚	10	コンセント	1個	60	

備考

- 1 物品販売、宣伝、興行その他これに類するもので営利を目的とし施設を利用するものは、使用料の10倍を徴収する。
- 2 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。

4 高梁市有漢総合グラウンド

(単位：円)

			時間	1時間につき		
区分						
総合グラウンド (全面)			一般		180	
			高校生以下		120	
照明全灯利用			150			
高梁市有漢総合グラウンド附属設備及び備付器具類等使用料 (1回につき)						
設備等名	単位	使用料				
テント	1張	240				

備考 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。

5 高梁市神原スポーツ公園

(単位：円)

区分		時間	1時間につき		
野球場	一般		1,000		
	高校生以下		700		
	職業野球		2,800		
テニスコート	一般		300		
	高校生以下		240		
多目的グラウンド	一般		3,000		
	高校生以下		1,500		
多目的広場（人工芝）	一般		2,000		
	高校生以下		1,000		
照明料	野球場	全灯利用の場合	9,600		
		3分の2利用の場合	7,200		
		3分の1利用の場合	4,800		
	テニスコート1面		960		
	多目的広場（人工芝）		2,700		
	多目的グラウンド		1キロワットにつき 20		
高梁市神原スポーツ公園附属設備及び備付器具類等使用料（1回につき）					
設備等名	単位	使用料	設備等名	単位	使用料
スコアボード	1式	1,200	ハードル	1台	40
放送施設	〃	1,000	風向風速計	1式	120
鋼鉄製巻尺	1個	60	温度計	1個	40
リボンロッド	〃	60	10kg衡器	〃	40
走り高跳び高度計	1本	120	オープンコーナーラップ標識旗	1組	40
棒高跳び高度計	〃	120	吹き流し	1本	40
ストップウォッチ	1個	40	踏切板標識	1個	40
ピストル	1丁	40	走り高跳び用マット	1枚	240
バトン	1本	10	棒高跳び用マット	〃	360

抽選器	1台	40	走り高跳び用支柱及びバー	1対	60
出発合図用黒板	〃	60	棒高跳び用支柱及びバー	〃	60
ハンドマイク	〃	40	バー上げ器	1台	40
やり	1本	40	バー	1本	40
砲丸	1個	40	足留材	1器	40
決勝審判台	1台	120	机	1脚	40
スターター台	〃	60	いす	〃	40
決勝柱	〃	60	選手用長いす	〃	60
決勝柱毛糸巻取器	1個	40	テント	1張	240
周回表示器	1台	120	湿度計	1個	40
占用使用料	物品販売、宣伝、興行その他これに類するもの	1平方メートルにつき		1日	60

備考

- 1 利用時間以外の利用については1時間あたりの使用料を適用する。
- 2 利用時間は、準備、利用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 物品販売、宣伝、興行その他これに類するもので営利を目的とし施設を利用するものは、使用料の10倍を徴収する。
- 4 入場料金等を徴収する場合は、上記使用料に最高入場料金（税込み）の50人分に相当する額を加算する。
- 5 器具、用具の貸出しは、倉庫渡しとする。
- 6 器具、用具の使用料の合計額が5,000円を超える場合は、5,000円とする。
- 7 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。

6 高梁市有漢スポーツパーク

(単位：円)

区分		時間	1時間につき
多目的グラウンド（全面）		一般	350
		高校生以下	250
補助グラウンド（全面）		一般	180
		高校生以下	120

グラウンドゴルフ場	1人1回につき	200			
多目的グラウンド照明	全灯	3,500			
高梁市有漢スポーツパーク附属設備及び備付器具類等使用料（1回につき）					
設備等名	単位	使用料	設備等名	単位	使用料
放送室	1回	400	管理棟	1室	600
空調	1室1時間	200	スコアボード	1式	800
放送施設	1式	1,000	テント	1張	240
グラウンドゴルフスティック	1本	100	グラウンドゴルフボール	1球	100

備考

- 1 物品販売、宣伝、興行その他これに類するもので営利を目的とし施設を利用するものは、使用料の10倍を徴収する。ただし、グラウンドゴルフ場は除く。
- 2 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。
- 3 利用時間以外の利用については1時間あたりの使用料を適用する。

7 高梁市高梁市民プール

個人使用料	団体使用料	専用使用料
大人 1人1回につき 180円	30人以上 所定料金の1割引	3時間まで9,000円 3時間を超え5時間まで14,400円 ただし、日曜日は2割増とする。
高校生 // 140円	100人以上 所定料金の2割引	
中学生 // 110円	200人以上 所定料金の3割引	
小学生 // 70円		

8 高梁市有漢市民プール

個人使用料	団体使用料	専用使用料
大人 1人1回につき 90円	30人以上 所定料金の1割引	3時間まで4,500円 3時間を超え5時間まで7,200円 ただし、日曜日は2割増とする。
高校生 // 70円	100人以上 所定料金の2割引	
中学生 // 50円	200人以上 所定料金の3割引	
小学生 // 40円		

9 高梁市成羽市民プール

個人使用料		団体使用料	専用使用料
大人 1人1回につき	90円	30人以上 所定料金の1割引	3時間まで4,500円 3時間を超え5時間まで7,200円 ただし、日曜日は2割増とする。
高校生 //	70円	100人以上 所定料金の2割引	
中学生 //	50円	200人以上 所定料金の3割引	
小学生 //	40円		

10 高梁市成羽武道館

(単位：円)

区分	時間	1時間につき
		全道場
	高校生以下	700
1階又は2階全面	一般	500
	高校生以下	350
1階又は2階半面	一般	300
	高校生以下	210

備考

- 1 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。
- 2 利用時間以外の利用については1時間あたりの使用料を適用する。

11 高梁市成羽ミニスポーツセンター

(1) 施設使用料

(単位：円)

区分	単位	金額	
		9時～17時	17時～21時
ビリヤード場	1台2時間につき	200	250
ウェイトトレーニング場	1人2時間につき	200	250
フロアリング場	1人2時間につき	100	130

備考 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。

(2) 設備使用料

(単位：円)

区分	単位	金額
ルームエアコン	1台1時間につき	100

12 高梁市川上テニスコート

(単位：円)

区分	時間	1時間につき
テニスコート1面	一般	300
	高校生以下	240
電灯料		600

備考

- 1 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。
- 2 利用時間以外の利用については1時間あたりの使用料を適用する。

13 高梁市川上夜間照明施設

照明施設1基当たり	利用時間及び使用料
	18時～22時
	1時間につき500円

備考 本市の住民以外の者が利用するときは、使用料の倍額を徴収する。

○高梁市都市公園 有料公園施設使用料

(ア) 高梁運動公園

(単位：円)

区分			時間	1時間につき
多目的グラウンド	半面利用	入場料を徴収しない場合	一般	350
			高校生以下	250
		入場料を徴収する場合	一般	3,500
			高校生以下	2,500
	全面利用	入場料を徴収しない場合	一般	700
			高校生以下	500
		入場料を徴収する場合	一般	7,000
			高校生以下	5,000
テニス場	入場料を徴収しない場合	一般	300	
		高校生以下	240	
	入場料を徴収する場合	一般	3,000	
		高校生以下	2,400	
弓道場	一般		60	
	高校生以下		40	
照明料	多目的グラウンド	半面		4,400
	テニス場	1面		850
	弓道場	1的		10

(イ) なりわ運動公園

(単位：円)

区分			時間	1時間につき
野球場	入場料を徴収しない場合	一般		1,000
		高校生以下		700
	入場料を徴収する場合	一般		10,000

		高校生以下		7,000	
多目的グラウンド	半面利用	一般		350	
		高校生以下		250	
	全面利用	一般		700	
		高校生以下		500	
照明料	野球場	全灯利用の場合		5,000	
		3分の2利用の場合		4,000	
		3分の1利用の場合		3,000	
	多目的グラウンド	全灯利用の場合		4,000	
		3分の2利用の場合		3,500	
		3分の1利用の場合		2,500	
		2分の1利用の場合		3,000	
野球場附属施設等					
設備等名	単位	使用料	設備等名	単位	使用料
会議室	1回	400	本部室	1室	600
空調	1室1時間	200	スコアボード	1式	1,200
放送施設	1式	1,000	審判室	1室	400
更衣室	2室	600	控審判室	1室	400
温水シャワー	1回	1,000			
管理棟・多目的グラウンド附属施設等					
設備等名	単位	使用料	設備等名	単位	使用料
会議室	1回	400	放送施設	1式	1,000
空調	1室1時間	200	テント	1張	240

(ウ) ききょう緑地

(単位：円)

		時間	1時間につき
区分			
陸上競技場兼野球場	1面につき	一般	180
		高校生以下	120
	照明使用（全点灯）		

備考

- 1 ききょう緑地でソフトボールに利用する場合、A面、B面、C面に区分する。野球に利用する場合は、A面、B面を1面として2面に区分する。
- 2 使用時間以外の利用については、1時間あたりの使用料を適用する。
- 3 利用が1時間未満のときは、1時間として算定する。
- 4 照明を利用する場合の使用料は、それぞれの使用料に照明の使用料を加えた額とする。
- 5 陸上競技場兼野球場を上記以外の種目に利用する場合は、陸上競技の使用料に準ずる。
- 6 本市の住民以外の場合、有料公園施設の使用料は、2倍とする。
- 7 利用時間は、準備、利用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 8 器具、用具の貸出しは、倉庫渡しとする。